

保護者の皆様へ

熊野町立熊野第三小学校
校長 和田 愛

警報等発令時の対応について（一部変更）

平素から本校教育の推進にご理解とご協力を賜り心からお礼申し上げます。
令和3年5月20日からの避難情報等の文言修正に伴い、次のとおり変更します。（波線部分を変更）

気象警報や避難指示等が発令された場合の対応を児童の安全を最優先し、次のようにいたしますので、ご確認のうえご協力をよろしくお願いいたします。

- 1 午前6時の時点で熊野町に特別警報が発令されている場合、又は「暴風」、「大雨」、「洪水」、「大雪」、「暴風雪」の5つの警報のいずれか1つでも発令されている場合、臨時休業とする。
- 2 災害発生の恐れがあり、午前6時の時点で熊野町に「避難指示（レベル4）」が発令されている場合、自宅待機とし、午前11時までに避難指示（レベル4）が解除されない場合には臨時休業とする。
- 3 警報が発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、必要に応じて臨時休業又は自宅待機の指示を「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童の保護者に連絡する。
※ 臨時休業又は自宅待機を決定した場合、町教育委員会より町内放送を行う。
- 4 自宅待機を解除し登校させる場合、「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童の保護者に連絡する。